



五管区水路通報第11号

102項-110項

令和5年3月17日

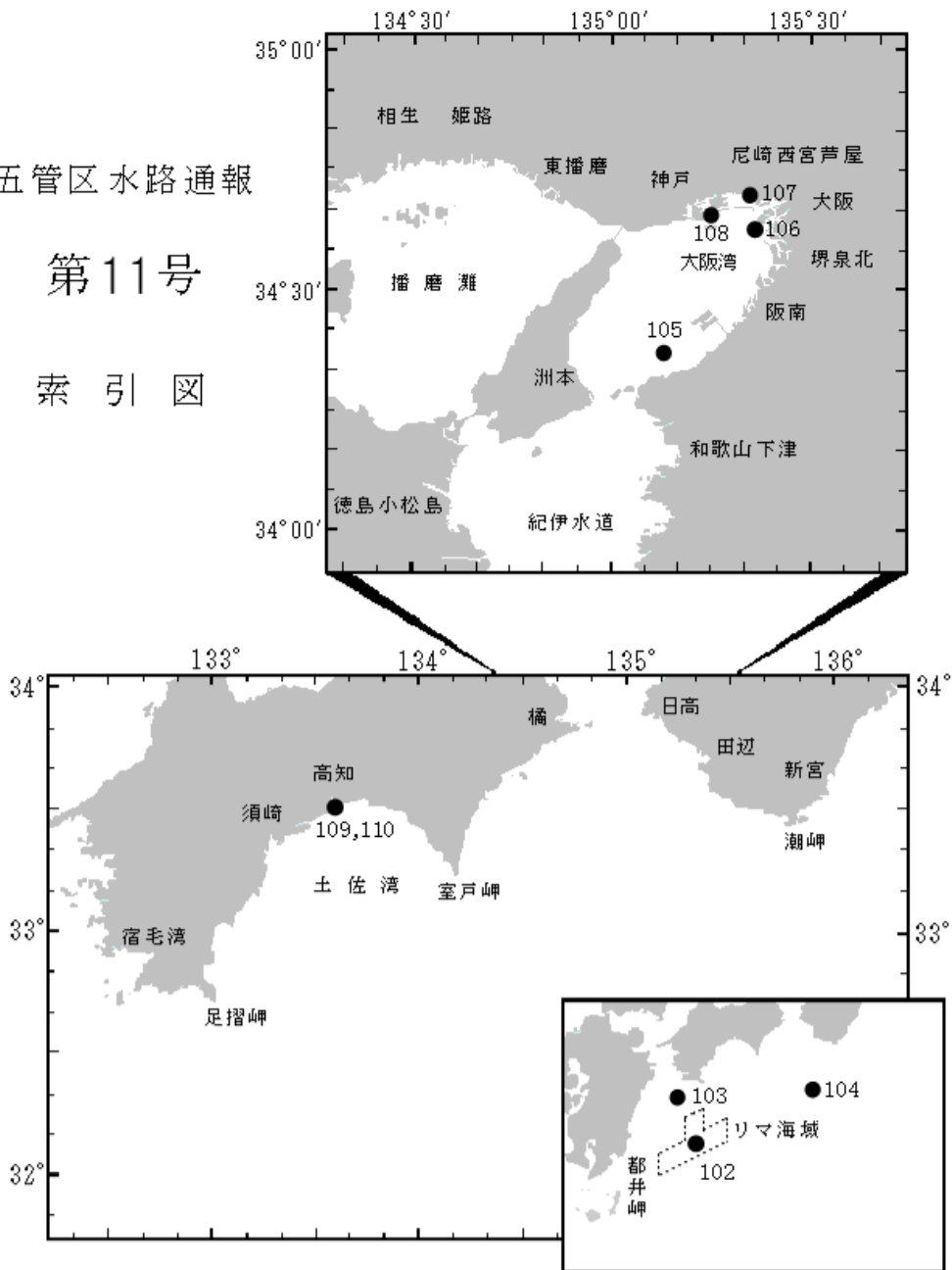
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第102項	足摺岬南方(リマ海域及び付近)		射爆撃訓練
第103項	足摺岬東方至豊後水道南口		離着水訓練
第104項	本州南岸	潮岬南方	海洋調査
第105項	大阪湾	泉州港付近	掃海訓練
第106項	阪神港	大阪区、第6区	護岸完成
第107項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	水深減少等
第108項	阪神港	神戸区、第2区	消波ブロック撤去工事
第109項	四国南岸	高知港	被覆ブロック存在
第110項	四国南岸	高知港	防波堤改修工事等

五管区水路通報

第11号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p>五管区水路通報 バックナンバー</p>	<p>水路通報等の解説</p>	<p>水路測量実施区域</p>
		
<p>小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)</p>	<p>定置漁具の敷設情報</p>	<p>海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)</p>
		

★5年102項 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水爆撃訓練が実施される。

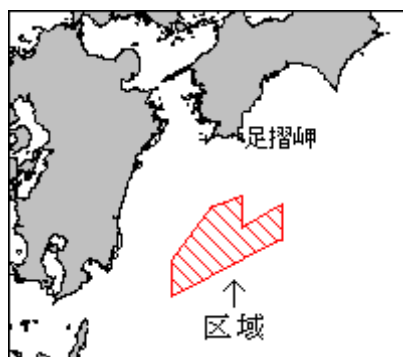
期間 令和5年4月1日～30日まで（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～1700

区域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海図 W157

出所 防衛省防衛政策局



★5年103項 足摺岬東方至豊後水道南口 離着水訓練

五管区水路通報4年9号116項関連

救難飛行艇の離着水訓練が実施される。

期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（土曜及び日曜を除く）日出～日没までのうち2時間程度

区域1 32-51N 133-19E を中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55E を中心とする半径15海里の円内

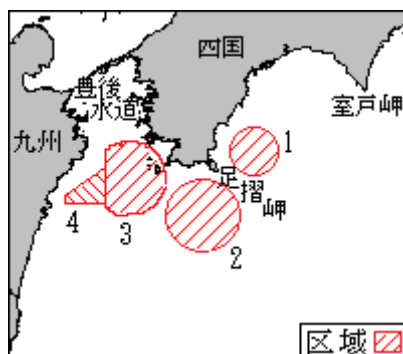
区域3 32-40N 132-20E を中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

区域4 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 32-44N 132-10E
- (2) 32-30N 132-10E
- (3) 32-30N 131-50E
- (4) 32-34N 131-50E

海図 W157

出所 海上自衛隊第31航空群



★5年104項 本州南岸 ー 潮岬南方 海洋調査

海洋地球研究船「みらい」(8,706トン)による海洋調査機器試験が実施される。

期間 令和5年4月6日、7日

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 32-40N 135-15E

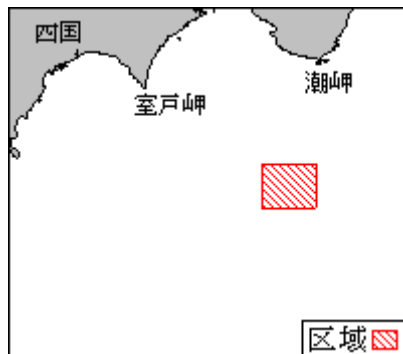
(2) 32-40N 135-45E

(3) 32-20N 135-45E

(4) 32-20N 135-15E

海図 W157

出所 海洋研究開発機構



★5年105項 大阪湾 ー 泉州港付近 掃海訓練

関西国際空港南西方において、掃海艇による訓練が実施される。

期間 令和5年4月11日0900~13日1800

4月18日0900~21日1800

5月28日1800~29日1800 (夜間も継続実施)

区域 34-22.0N 135-07.0Eを中心とする半径1,200mの円内

備考 掃海艇から水中無人機を有線にて探知及び操作訓練
訓練終了後、潜水士により訓練器材の回収作業を実施
操縦性能制限船の形象物を掲揚
訓練海域内に黄色灯付浮標を設置

海図 W1143

出所 関西空港海上保安航空基地



★5年106項 阪神港 ー 大阪区、第6区 護岸完成

五管区水路通報4年10号138項関連

新島北東岸において、護岸が完成した。

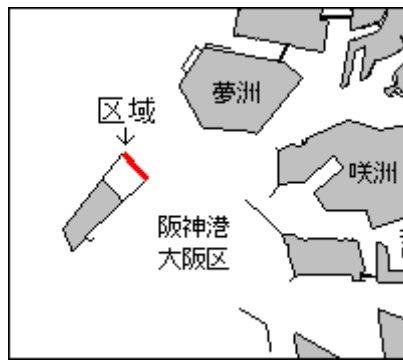
区域 下記2地点を結ぶ線上 (幅約40m)

(1) 34-38-16.3N 135-21-31.0E (既設護岸上)

(2) 34-37-56.4N 135-21-53.0E (既設護岸上)

海図 W123 (JP共)

出所 五本部海洋情報部



★5年107項 阪神港 ー 尼崎西宮芦屋区、第2区 水深減少等

甲子園岸壁周辺において、浅所及び水深減少が存在する。

1. 浅所存在

位置	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	34-43-14.7N	34-43-12.2N	34-43-13.6N	34-43-14.5N	34-43-14.0N	34-43-05.7N	34-43-04.8N	34-43-03.7N
	135-20-26.8E	135-20-28.4E	135-20-39.6E	135-20-40.2E	135-20-42.4E	135-20-38.6E	135-20-39.8E	135-20-41.4E
	(水深約 3.7m)	(水深約 6.0m)	(水深約 3.5m)	(水深約 3.0m)	(水深約 2.4m)	(水深約 4.6m)	(水深約 4.5m)	(水深約 3.7m)

2. 海図図載より最大約 1.5m 減少している

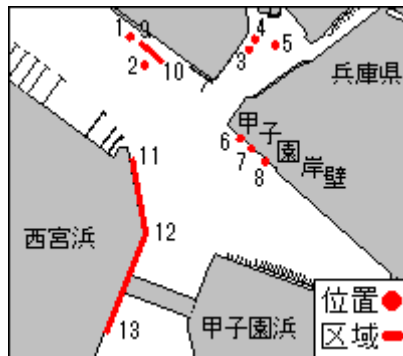
区域	下記 2 地点を結ぶ線上付近	
	(9)	(10)
	34-43-14.3N	34-43-12.4N
	135-20-27.8E	135-20-30.4E

3. 海図図載より最大約 1.0m 減少している

区域	下記 3 地点を結ぶ線上付近	
	(11)	(12)
	34-43-04.1N	34-42-57.3N
	135-20-27.0E	135-20-28.5E
	(13)	
	34-42-48.5N	135-20-24.2E

海 図 W1107 (JP 共)

出 所 五本部海洋情報部



★5年108項 阪神港 ー 神戸区、第2区 消波ブロック撤去工事

第6防波堤南方において、潜水士・起重機船による消波ブロック撤去工事が実施される。

期 間 令和5年4月3日～4月28日 日出～日没

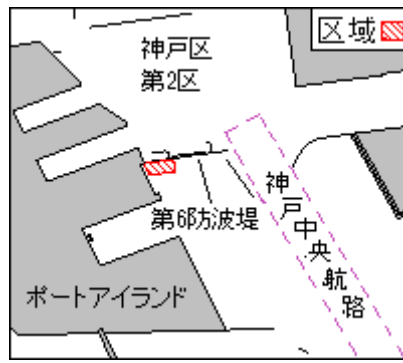
区 域 34-40-08N 135-14-10E 付近

備 考 警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

海 図 W101A (JP 共)

出 所 阪神港長



★5年109項 四国南岸 ー 高知港 被覆ブロック存在

五管区水路通報4年45号555項削除

桂浜防波堤北側において、被覆ブロック（干出）が存在する。

区域 下記6地点及び既存防波堤により囲まれる区域

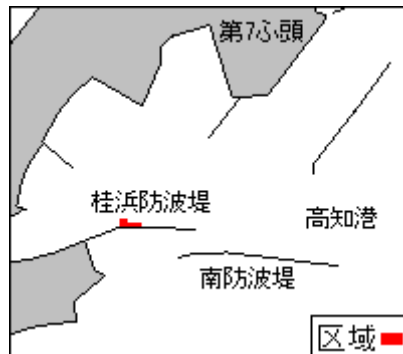
- (1) 33-30-04.4N 133-34-41.3E (防波堤上)
- (2) 33-30-05.3N 133-34-41.3E
- (3) 33-30-05.3N 133-34-42.2E
- (4) 33-30-05.0N 133-34-42.2E
- (5) 33-30-04.9N 133-34-45.5E
- (6) 33-30-04.4N 133-34-45.5E (防波堤上)

備考 区域を示す黄色灯付浮標を設置

付近(33-30-04.5N 133-34-47.2E)に捨石が水中仮置きされている

海図 W110

出所 高知港長



★5年110項 四国南岸 ー 高知港 防波堤改修工事等

五管区水路通報5年10号99項関連

第7ふ頭付近において、潜水土・起重機船等による防波堤改修工事が実施されている。

期間 令和5年5月31日まで 日出～日没

区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 33-30-50N 133-35-35E
- (2) 33-30-51N 133-35-39E
- (3) 33-30-54N 133-35-38E
- (4) 33-30-55N 133-35-44E
- (5) 33-30-44N 133-35-49E
- (6) 33-30-41N 133-35-39E

備考 国際信号旗「A」旗を掲揚

警戒船を配備

アンカー位置を示す浮標を設置

海図 W110

出所 高知港長

